

指定訪問看護重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」

1. 事業の目的、運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の方の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、主治医の指示に基づき、必要な看護、リハビリテーション及び指導を行うことによって、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の名称、所在地

(1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」(以下「事業所」といいます。)

(2) 所在地

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

3. 従事者の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1人

管理者は、当事業所従事者の業務の管理を一元的に行い、指定訪問看護を提供します。
管理者は原則として保健師又は看護師とします。

(2) 保健師、看護師、准看護師 常勤換算で2.5人以上

保健師、看護師、准看護師は、指定訪問看護を提供します。

(3) 理学療法士又は作業療法士 実情に応じた適当数

理学療法士又は作業療法士はリハビリテーションを行います。

※理学療法士又は作業療法士の訪問については、訪問看護業務の一環としてのリハビリテーションとして、看護師等に代わってサービスを提供します。

(4) 事務職員 1人以上

事務職員は、当事業所の事務を行います。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日

日曜日から土曜日までです。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの年末年始は除きます。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までです。

(3) 終末ケア等を必要とする利用者の方からの申し出により訪問看護を行う場合は、この限りではありません。

5. 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 訪問看護の提供方法

当事業所が行う訪問看護は、利用申込者の主治医が発行する指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師等が家庭を訪問し看護及びリハビリテーションを実施します。

(2) 訪問看護の内容

- ①病状観察
- ②清拭・洗髪
- ③褥瘡の処置
- ④体位交換

- ⑤カテーテル等の管理
- ⑥リハビリテーション
- ⑦食事・排泄の介助
- ⑧認知症患者の看護
- ⑨家族の介護指導等
- ⑩その他前各号属さない必要な看護業務

6. 利用料、その他の費用

(1) 利用料

- ①指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とします。
- ②健康保険法に基づき訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に定める金額とします。(利用料は別添利用料一覧表のとおりです。)

(2) 延長料

利用者の申し出により1時間30分を超えて提供される保険適用外の訪問看護として、利用者の方から支払いを受ける額は次の金額とします。

- ①午前8時から午後6時まで 30分ごとに500円
- ②午後6時から午後10時まで 30分ごとに1,000円
- ③午後10時から午前6時まで 30分ごとに2,000円
- ④午前6時から午前8時まで 30分ごとに1,000円

(3) その他

延長料の支払いを受ける場合には、利用者の方又はその家族の方に対して事前に、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けます。

7. 緊急時等における対応方法

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の方に病状の急変やその他緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

8. 事故発生時における対応方法

看護師等は、訪問看護を実施中、利用者の方に不測の事故が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な処置を講じます。

9. 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

10. 苦情の申立

当事業所が行う指定訪問看護の内容や当事業所が作成した訪問看護計画等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所及び苦情処理機関において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
署名代行者	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口（連絡先）

- 敦賀市社会福祉協議会指定訪問看護事業所「あいあい」の管理者
 相談責任者：管理者 村上 早苗 電話：0770-22-7200 ファックス：0770-22-8380
- 敦賀市福祉保健部長寿健康課 電話：0770-22-8180
- 福井県国民健康保険団体連合会 電話：0776-57-1614
- 福井県社会福祉協議会運営適正化委員会 電話：0776-24-2347

2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

